

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 2月20日(月)

## 今週のことば

### 新型コロナウイルス感染症2019

本年5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけを「5類」に移行することに伴い、厚生省は名称を「新型コロナウイルス感染症2019」などに変更することを検討。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/20(月) 友引 旧暦2月1日

21(火) 先負 上野動物園のパンダ「シャンシャン」中国へ返還

22(水) 仏滅 和歌山・白浜町のパンダ3頭中国へ返還

23(木) 大安 天皇誕生日、税理士記念日

24(金) 赤口 ロシアのウクライナ侵襲から1年

25(土) 先勝

26(日) 友引 大阪マラソン

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/13(月)	27,427 ▼244	132.12 ▼1.68
14(火)	27,603 △176	132.07 △0.05
15(水)	27,502 ▼101	133.32 ▼1.25
16(木)	27,696 △194	133.77 ▼0.45
17(金)	27,513 ▼183	134.79 ▼1.02

## 中小も月60時間超の残業は割増率50%に

本年4月から、中小企業についても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%（現行25%）以上に引き上げられます。就業規則の変更などが必要となる場合は早めに対応しましょう。

### ◆中小企業への猶予措置は本年3月で廃止

労働基準法により、法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える時間外労働には25%以上の割増賃金を支払う必要があります。また、改正により平成22年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられましたが、中小企業への適用は猶予されていました。

この適用猶予措置が本年3月で廃止となり、4月以降は中小企業も月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上となります。

なお、労使協定を締結することで、月60時間超の時間外労働を行った労働者に対して、引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与する制度を設けることもできます。

### ◆深夜労働と休日労働の取扱い

◎深夜労働との関係……深夜（22時～5時）に行った労働に対する割増賃金率は25%以上となっているため、月60時間を超える時間外労働を深夜に行わせた場合の割増賃金は75%以上（深夜割増25%以上＋時間外割増50%以上）となります。

◎休日労働との関係……月60時間の時間外労働の算定に、法定休日（1週間に1日又は4週間に4日）に行った労働時間は含まれませんが、法定休日以外の休日（所定休日）に行った労働時間は含まれます。なお、法定休日労働に対しては35%以上の割増賃金率が適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201507

## 提出した確定申告書に誤りがあった場合は

令和4年分の所得税の確定申告が始まりました。確定申告書を提出した後に申告内容の誤りに気が付いた場合は、申告期限内（3月15日）であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

申告期限後に誤りに気が付いた場合の手続については、納付する税額を実際より多く申告していた場合などは「更正の請求」を行うことで納め過ぎの税金が還付されます。また、税額を実際より少なく申告していた場合は「修正申告」を行い、正しい税額に訂正します。修正申告によって新たに納付する税額は、修正申告書を提出する日が納付期限となり、延滞税と併せて納付します。

## 本年4月から自賠責保険料を引下げ

すべての自動車（原付を含む）に加入が義務付けられている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）は近年、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した自動車の普及などにより交通事故が減少していることから保険料の引下げが続いています。

本年4月以降に改定される保険料も引下げとなることが決定し、改定率は車種などで異なりますが、全体の平均で11.4%の引下げとなります。なお、改定後の保険料は本年4月以降に保険期間が始まる契約について適用されます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

本年4月から中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引上げ

◆概要

労働基準法によって定められている法定労働時間は原則、1週40時間・1日8時間となっています（労働者10人未満の商業、映画製作事業を除く映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業は1週44時間）。

法定労働時間を超える時間外労働（法定時間外労働）に対しては、使用者は25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。また、平成22年4月から月60時間を超える法定時間外労働に対しては割増賃金率が50%以上に引上げられましたが、中小企業への適用は猶予されており、25%以上の割増賃金率に据え置かれています。

この猶予措置が令和5年3月末で終了となり、中小企業も令和5年4月以降は月60時間を超える法定時間外労働に対して、50%以上の割増賃金率が適用されます。

なお、割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

	【令和5年3月まで】		【令和5年4月以降】	
	1カ月の時間外労働		1カ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	50%

◆深夜・休日労働の取扱い

割増賃金は時間外労働のほか、休日労働と深夜労働に対して適用されます。

休日労働とは、労働基準法で定められた法定休日（1週間に1日又は4週間を通じて4日）に労働させることをいい、休日労働に対する割増賃金率は35%以上です。

また、深夜労働とは、午後10時から午前5時までの間に労働させることをいい、割増賃金率は25%以上です。時間外労働が深夜労働となった場合や、休日労働が深夜労働となった場合は、割増賃金が重複して適用されます。

◎深夜労働との関係

深夜（午後10時～午前5時）の時間帯に月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、深夜割増賃金率25%以上＋時間外割増賃金率50%以上＝75%以上となります。

◎休日労働との関係

1ヵ月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

◆代替休暇制度

1ヵ月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。代替休暇制度導入に当たっては、過半数組合（組合がない場合は過半数の代表者）との間で労使協定を結ぶことが必要です。

なお、実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

◎代替休暇の時間数の具体的な算定方法

代替休暇の時間数＝（1ヵ月の法定時間外労働時間数－60時間）×換算率※

※換算率は、「代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率」から「代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率」を差し引いた値。

◎代替休暇の単位

代替休暇は1日又は半日の単位で与えることとされており、法定時間外労働が1ヵ月60時間を超えた月の末日の翌日から2ヵ月以内に与える必要があります。

【参考】時間外労働の上限規制について

使用者は、労働者に法定労働時間を超えて働く「時間外労働」や、法定休日に働く「休日労働」を行わせる場合、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を労働者の過半数で組織する労働組合（組合がない場合は過半数の代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

36協定で定めることができる時間外労働（休日労働は含まない）は、原則として月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がなければ超えることはできないとされており、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも一定の上限が設けられています。

なお、建設事業、自動車運転の業務、医師などは上限規制の適用が令和6年3月まで猶予されており、新技術・新商品等の研究開発業務は上限規制の適用が除外されています。